

介護保険“追加助成”の実現で、経営の安定と人材確保を 4.22 緊急要請行動要綱（案）

介護労働者の賃上げと介護事業の安定・発展をめざす共同行動実行委員会
共同デスク（福祉保育労／桑本）

1、趣旨・目的

①野党四党の「介護労働者賃上げ法案」の参議院提出、与党内における追加経済対策に「介護報酬再引上げ」を盛り込む検討等、介護報酬「再引上げ」の動きが強まった。

②各団体は、「3%の介護報酬引上げ」の決定においても、「国会審議によって再引上げを」の課題を設け、FAX要請や政党との懇談、業界団体への申し入れ、厚労省交渉等に取り組んできたが、今回の政府等の動きは、それらの要求と運動に実質的に応えるものとなっている。

③その点から、今回の再引き上げの動きを現実のものにするため、関係諸団体の共同による緊急行動として取り組む。

2、行動名称と行動規模、体制

①行動名称は、「介護労働者の賃上げと介護事業の安定・発展をめざす共同行動」とする。

②行動組織は、諸団体が共同する形で「介護労働者の賃上げと介護事業の安定・発展をめざす共同行動実行委員会」とする。

③「実行委員会」は、社会福祉施設経営者同友会、全国保団連、全国医連、中央社保協、医労連、福祉保育労、自治労連、全労連の参加で構成する。21老福連は、「賛同団体」として参加する。

④行動規模は、実行委員会ベースで100名を最低ラインとする。

⑤事務局は、福祉保育労と日本医労連で担当する。

3、行動日程と内容、分担、配置

①行動日程 午前10時45分 厚労省前集合

*厚労省交渉参加者と議員要請行動参加者の班分けを行って行動

午前11時15分～12時 厚労省交渉（参加35名）、議員要請行動（残名）

・厚労省交渉の会場は、共用第4、第5会議室

・議員要請行動は、衆参の議員会館へ移動

*交渉・要請行動終了後、各自昼食・休憩

労働組合関係を中心に「4・22中央総行動」に参加

（日比谷野音、12時30分～1時30分）

午後1時30分～ 介護報酬の再引上げを求める院内集会（衆1の1の4）

*日比谷集会参加者は、少し早めに抜けて国会に

午後3時 全体終了

②行動内容

1) 厚労省交渉 追加経済対策に係る「介護報酬再引上げ」の検討の有無、検討状況、見通し、「要介護認定新基準」の見直し問題に絞る。

《交渉事項》

- ①介護報酬の再改定、大幅引き上げを検討し、実施いただくこと。
- ②4月からの新基準での介護認定見直しを中止すること。問題点を明らかにし、必要な改善を図ること。

2) 議員要請行動

議員要請行動は、最終的には参加者の人数を見て決めるが、衆参両院の厚生労働委員会所属議員への要請を基本とする。

3) 介護報酬の再引上げを求める院内集会

- *全政党に参加を要請。介護労働者の賃金改善、介護人材確保に向けた各党の政策と決意を聞く。
- *各団体から簡潔に要望、要請を発言する。
- *その他、具体的な運営については、事務局レベルで今後検討する。

4) 大臣要請は折衝中

④分担と配置（準備も含む）

1) 厚労省交渉

- ・取付けは福祉保育労。（4月8日時点で以下の内容で確認）
会場＝共用第4、第5会議室、人数＝35名前後
時間＝11時15分～12時
要望項目①は11時15分～11時40分、②は11時40分～12時
- ・当日の進行は、福祉保育労が行う。
- ・各団体の参加要請数
同友会5名、保団連3名、民医連3名、21老福連3名、
医労連7名、福祉保育労7名、自治労連3名、全労連2名
社保協3名 合計36名
- ・交渉事項と関連資料等は事務局で準備し、当日配布。

2) 議員要請行動

- ・要請対象議員は衆参の厚生労働委員とする。
衆議院45人、参議院24人 計69人
- ・要請は2人～3人1組で20組程度を編成し、1組が3～4人に要請する。
- ・要請文書は、厚労省要望の2点に沿って福祉保育労で作成する。
- ・当日の責任団体は福祉保育労。

3) 院内集会

- ・各政党への参加要請は、医労連が中心に行う。
- ・会場規模は、定員70人。立席も含めて100名の参加を確保する。
- ・集会の進行責任は、医労連。
- ・各団体から、実態や課題、要求の簡潔な発言を準備する。

4、各団体への参加要請数

社会福祉施設経営者同友会 10、全国保団連 10、全国民医連 10、中央社保協 10、
医労連 30、福祉保育労 50、自治労連 20、全労連 10、21老福連 5 計 155人

《資料》

●介護職の賃金、月額1.5万円アップ 厚労省方針 (Asahi Com2009年4月8日8時12分)

厚生労働省は7日、新経済対策として、介護職員の賃金を1人(常勤換算)当たり月額1万5千円引き上げるため、事業者に人件費として3年間で総額4千億円を交付する方針を固めた。また、高齢者の「受け皿」が不足していることから、施設整備への財政支援を拡充する。3年間で約3千億円を充てる方針だ。

「介護職員処遇改善交付金」(仮称)は、申請を受けて事業者に支給する。自治体の準備が必要なため10月実施の予定。交付金を受けるには、(1)職員の賃金アップのための処遇改善計画を作成し、職員に示す(2)10年度以降は、キャリアアップの研修計画を加える——ことが条件だ。

処遇改善のため、厚労省は4月に介護報酬を3%引き上げた。今回の4千億円は、規模としては介護報酬2%相当分。全体で5%アップと同水準だが、保険制度の枠組みの中でこれを維持するには、3年後の報酬改定で保険料引き上げが必要になる。

特別養護老人ホームなどを緊急整備するため、例えば小規模な特養を建設する場合、現在1床あたり国から200万円の助成金が出ているところを、2倍程度に増額。さらに開設準備に必要な経費に、新たな補助金をつける。(中村靖三郎)

●介護職賃上げ1兆円補助...与党検討 (2009年3月28日 読売新聞)

政府・与党は、介護職員の待遇を改善するために、職員の人件費を国費で補助する方向で検討を始めた。

不況にもかかわらず人手不足が解消されない介護職員の待遇を改善し、介護分野へ労働移動を促進するのが狙い。3年間の時限措置として、与党内からは「職員1人当たり月2万円程度の給与アップ」を目標に、事業規模を5000億円から1兆円とする案が浮上している。追加の景気対策に盛り込む方針だ。

事業者には補助金を人件費にあてる計画書の作成・提出を求め、賃金引き上げや新規職員の採用につながると市町村が判断した場合に、補助金を支出する案が浮上している。

●有資格者に手当支給、介護職員の待遇改善へ追加策(産経2009.3.27 01:15)

政府・与党がまとめた追加経済対策の素案のうち、介護職員待遇改善・人材確保の追加対策の概要が26日、明らかになった。介護福祉士などの有資格者を対象に税金で給与に直接補助する。

事業は3年の期間限定とし、財源規模は6000億円を予定している。政府は4月から介護報酬を3%引き上げ、事業所の増収分を職員の待遇改善に回す対応策を決めたが、「実際に待遇改善となるかは不透明だ」との批判が強まり、新たな対策を講じることにした。

追加待遇改善策の対象を長年介護現場で働いてきた有資格者に限定することにしたのは、介護職員は転職者も多く、手当だけもらって離職するケースも想定されるためだ。

制度の具体的な仕組みは厚生労働省が中心となって詰めるが、医師不足対策で救急医や産科医らに手当を直接支給する制度をモデルに、事業所の給与規定に有資格者に対する手当を創設してもらい、手当の財源を国や都道府県などが負担して支給する案が有力となっている。事業所には処遇改善計画の作成を求める。

政府・与党が追加策を講じることにしたのは、介護報酬の引き上げによる増収分の使い道を職員給与に反映させるよう、事業所に義務付けることができず、事業所の運転資金などに回る可能性があるためだ。

しかも、報酬増となる事業所は「常勤者を多数雇用」といった条件が付けられており、関係者からは「待遇改善に結び付かない事業所が多数にのぼる」との指摘も出ていた。介護施設団体の試算によると、対象となる事業所でも「5000円程度の賃金増にしかない」との分析もあり、効果を疑問視する見方が強まっていた。

介護職員をめぐっては、介護報酬の引き下げが続いたため賃金が低水準で抑えられ、人手不足が深刻化。政府・与党は21年度の介護報酬改定で3%引き上げ、職員賃金を平均2万円アップさせるとしていた。

政府・与党は待遇改善策とは別に、介護施設の整備費を国が補助し雇用創出する案も検討している。